

○執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。

（委任）

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市健康づくり推進協議会	市民に密着した総合的な健康づくりの推進についての審議等に関する事項